

# 令和2年7月豪雨の被害者の方々へ

令和2年(2020年)8月4日  
熊本県

本県は、「熊本県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例」を制定しました。  
これにより、次の2つの措置が講じられます。

## 許可等の有効期間の延長

災害救助法の適用を受ける市町村の区域に住所等を有する方を対象に、次の許可等(令和2年(2020年)7月3日以後に満了するもの)について、有効期間が  
**令和2年(2020年)12月28日(月)まで延長**されます。

- ・ 食品製造業・食品販売業・食品行商の許可
- ・ 屋外広告物の表示・掲出物件の設置の許可
- ・ 屋外広告業者の登録・更新の登録
- ・ 浄化槽保守点検業者の登録・更新の登録

熊本県内の災害救助法の適用を受ける市町村(7月29日現在)

荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、八代市、水俣市、人吉市、天草市、上天草市  
玉名郡玉東町、和水町、南関町、長洲町

阿蘇郡南小国町、小国町

豊北郡芦北町、津奈木町

球磨郡錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村

災害救助法の適用を受ける市町村以外に住所等を有する方やこれら以外の許可等についても、申出により、有効期間の延長が認められる場合があります。

熊本県の条例等に基づく許可等が対象となります。

## 期限内に履行されなかった義務に係る免責

届出等の義務が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが令和2年7月豪雨による災害によるものであることが認められた場合には、

**令和2年(2020年)10月30日(金)までに履行すれば**  
行政上・刑事上の責任を問われません。

熊本県の条例等に基づく届出等が対象となります。

延長・免責の対象や手続の詳細については、許可等の更新手続や届出等の担当窓口にお問い合わせ・ご相談ください。